

していることは、第1次再審の即時抗告審決定及び特別抗告審決定の指摘するところであり、本件においてこれらの点が確定判決に影響を及ぼす可能性はないというべきであつて（なお、袴田の自白として、唯一実質証拠として採用された昭和41年9月9日付け検察官調書を除いたとしても、具体的な犯行態様等の一部はともかく、袴田の犯人性や確定判決の罪となるべき事実の存在に合理的な疑いが生じる余地もない。），所論の指摘する再審事由は、いずれも再審を開始すべき理由とはなり得ない。

#### 第6 刑の執行停止の裁判に関する判断

刑訴法448条2項は、再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる旨定め、原裁判所は、この条項に基づき、原決定（再審開始決定）と同時に死刑及び拘置の執行停止の裁判をしているところ、再審開始決定と刑の執行停止決定は、それらが同時になされた場合であってももともと不服申立ての方法も異なる別個の裁判であつて、再審開始決定に対する即時抗告を担当する抗告裁判所が、原決定（再審開始決定）を取り消し、再審請求を棄却する旨の決定をしたとしても、再審開始決定の効力が確定的に失われるわけではなく、当該抗告審の決定の効力によって、直ちに原裁判所のした刑の執行停止の裁判が失効するものとは解されない。もっとも、再審請求事件が抗告審に係属することに伴い、当該抗告裁判所は、原裁判所のした刑の執行停止の裁判の変更・取消しをする権限をも併有することになると考えられ、再審開始決定を取り消す旨の決定をする際に併せて刑の執行停止の裁判を取り消すこともできるところ、抗告審としては、再審を開始する事由がないと判断するのであるから、この段階においては一般的には身柄の解放を継続しておく必要性は弱まるとはいえるものの、必ず刑の執行停止の裁判を取り消すべきであるまでとはいはず、再審開始決定の取消決定に伴い原裁判所のした刑の執行停止決定をも職権により取り消すか否かは、事案の重大性や有罪の言渡しを受けた者の生活状況、心身の状況等を踏まえた身柄

拘束の必要性、上訴の見込みの有無等を踏まえた抗告裁判所の合理的な裁量権に委ねられているものというべきである（もっとも、本決定が確定した場合は、再審開始決定が効力を失うことが確定することになるので、再審開始決定があつたことを前提とする刑の執行停止の決定は当然に失効し、死刑の確定判決を受けた袴田を再び拘置できることとなる。）。

そこで、本件について検討すると、袴田に対して確定判決で死刑が言い渡されていることを踏まえても、袴田の現在の年齢や生活状況、健康状態等に照らすと、再審開始決定を取り消したことにより逃走のおそれが高まるなどして刑の執行が困難になるような現実的危険性は乏しいものと判断され、特別抗告における抗告理由の制限等を考慮しても、再審請求棄却決定が確定する前に刑の執行停止の裁判を取り消すのが相当であるとまではいい難い。

したがって、当裁判所は、本決定に伴い職権を発動して直ちに死刑及び拘置の執行停止の裁判を取り消すこととはしないこととする。

#### 第7 結論

よつて、刑訴法426条2項により原決定を取り消し、同法447条1項により本件再審請求を棄却することとして、主文のとおり決定する。

平成30年6月11日

東京高等裁判所第8刑事部

裁判長裁判官 大島 隆明

裁判官 菊池 則明

裁判官 林 欣寛